

福岡県公報

平成20年12月26日
第 2 9 1 4 号

目 次

告 示 (第2088号 - 第2114号)

土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	4
都市計画の変更	(都市計画課)	4
都市計画の変更	(都市計画課)	5
都市計画の変更	(都市計画課)	5
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
福岡県議会定例会招集の月	(財 政 課)	10
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	10
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権			
を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	10
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を			
有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万			
に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	10
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す			
る者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	10
内水面漁場管理委員会			
やまめ及びあまごの採捕の禁止	(水産振興課)	11
雑 報			
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	12
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	12
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	13
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	13
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	14
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16

西日本宝くじの発売	(財 政 課)17
西日本宝くじの発売	(財 政 課)17
西日本宝くじの発売	(財 政 課)18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)20
西日本宝くじの発売	(財 政 課)20
西日本宝くじの発売	(財 政 課)21
西日本宝くじの発売	(財 政 課)21

告 示

福岡県告示第2088号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。
 平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
八女筑後地区土地改良区	平成20年11月10日

福岡県告示第2089号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 道 国 道	386 号	前	朝倉市須川2378番1先から 朝倉市須川2444番2先まで	10.0 ~ 13.8	117.8
			後	同上	11.6 ~ 14.5	117.8

福岡県告示第2090号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区	平成20年11月30日

福岡県告示第2091号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間市外	平成20年12月15日から 平成21年3月31日まで

福岡県告示第2092号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

うきは市吉井町生葉字赤長730 - 2、730 - 17、731、732、738 - 1、738 - 2、739 - 1、739 - 2、738 - 3、738 - 4、730 - 21及び730 - 22

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第1福岡ビルS館4階

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第2093号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑前町下高場字市沼1628 - 1、1628 - 2、1629 - 1及び1640

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉郡筑前町安野212番地の2

アサプラントエンジニアリング株式会社

代表取締役 古賀 康夫

福岡県告示第2094号

若宮町中土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
森田 美芳	宮若市平819番地

福岡県告示第2095号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北実会

(2) 代表者の氏名

潮下 肇

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区帆柱二丁目10番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州地域（北九州市、京築地域、遠賀郡、中間市を含む。以下同じ）の陸上競技界とのかかわりを一層深め、同好の志が集い親睦を深め、北九州地域の陸上競技界の発展と健全な青少年育成に寄与することを目的とする。

また、高齢者等の健康増進・福祉事業を支援することを目的とする。

福岡県告示第2096号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、太宰府市通古賀土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称
太宰府市通古賀土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
太宰府市坂本1丁目138番1号
- 3 設立認可の年月日
平成18年3月29日
- 4 解散認可の年月日
平成20年12月16日

福岡県告示第2097号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
津屋崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
北野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
三潁都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
須恵都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
宇美都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
夜須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
甘木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
八女都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
大川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
瀬高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
筑後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
柳川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

黒木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 大刀洗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 立花都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 飯塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 稲築都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 山田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 直方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 宮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 田川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 添田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 川崎市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 鞍手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 小竹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 桂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 芦屋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 行橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 豊前都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 吉富都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 椎田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更
 豊津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第2098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

宇美都市計画道路を変更（宇美都市計画道路3・3・2号粕屋宇美線及び3・4・6号四王寺坂若草線の変更並びに3・4・19号若草工業団地有内線及び3・4・20号上戸樋線の廃止）

福岡県告示第2099号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

甘木都市計画道路を変更（甘木都市計画道路3・5・5号横坂菩提寺線及び3・5・6号神田古賀線の変更並びに3・4・14号竹原西鶴線及び3・4・15号西鶴四重町線の廃止）

福岡県告示第2100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生142	阿部皮膚科医院	直方市須崎町15 - 16	20・10・1

春生141	きたやま小児科	春日市小倉2丁目97-1	20・12・1
粕生歯33	なかよし歯科	糟屋郡宇美町光正寺2丁目6-5	20・12・1
古生歯62	のぞえ歯科クリニック	古賀市美明1丁目12-21	20・12・1
筑紫生歯58	医療法人宝歯会筑紫野スマイル歯科小児歯科医院	筑紫野市大字立明寺434-1	20・12・1
宮生歯16	きむら歯科医院	宮若市本城436	20・11・1
像生薬57	タカラ薬局 光岡	宗像市光岡字京縄手5-1	20・11・1
春生薬47	タカラ薬局 春日小倉	春日市小倉2丁目97-2	20・12・1
朝生薬21	株式会社ちくぜん薬局	朝倉郡筑前町野町1775-5	20・10・31
古生訪4	訪問看護ステーションやまびこ	古賀市花見南2丁目11-1	20・11・1

福岡県告示第2101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直生48	阿部皮膚科医院	直方市須崎町15-16	20・9・30
田生120	医療法人脇坂医院	田川市春日町1-23	20・11・30
豊生53	ふなつ内科	豊前市大字中村433-1	20・11・30
粕生歯27	かすや歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原793-1	20・11・30
直生歯19	歯科栗原義一医院	直方市古町17-29	20・11・13

像生薬50	タカラ薬局光岡	宗像市光岡5-1	20・10・31
朝生薬13	ちくぜん薬局	朝倉郡筑前町野町1775-5	20・10・30

福岡県告示第2102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生245	高木整形外科皮膚科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原2166	糟屋郡粕屋町原町2丁目2番11号	20・11・29

福岡県告示第2103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
------	--------	---------	-------

粕生マ15	井手秀美 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ16	桑元孝幸 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ17	山本英治 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ18	才馬知彦 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ19	小田純治 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ20	小川雄廣 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ21	原 照代 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ22	吉永憲史 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ23	廣田 均 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ24	江口愛子 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ25	平岡 武 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
粕生マ26	杉野 寛 (かぐら治療院)	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	20・11・20
直生柔20	藤川利仁 (直方中央整骨院)	直方市津田町11-26	20・12・1
粕生柔42	日山将剛 (ふれんず整骨院)	糟屋郡志免町大字別府137-4	20・12・1

福岡県告示第2104号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法

律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生柔18	伊藤将宏 (直方中央整骨院)	直方市津田町11-26	20・11・30
宰生柔15	池上 亮 (太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	20・11・25

福岡県告示第2105号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所 (所在地) の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
前生柔4	とみおか整骨院	前原市大字前原1743-2	前原市大字前原1026-6	20・10・20

福岡県告示第2106号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成6年1月10日農林水産省告示第14号（1、3及び4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2107号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年2月16日農林水産省告示第345号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに古賀市役

所及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2108号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年2月16日農林水産省告示第347号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2109号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月2日農林水産省告示第445号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2110号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年3月11日農林水産省告示第495号（1及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに豊前市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2111号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月11日福岡県告示第732号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2112号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月2日福岡県告示第1194号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2113号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
新宮町大字立花口字梅ヶ内838 - 7 及び840 - 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香住ヶ丘四丁目33番4号
永松 睦雄

福岡県告示第2114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、福岡県議会（定例会）は、平成21年以降毎年2月、6月、9月及び12月に招集する。招集日時は、その都度決定する。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

公 告

公告

「福岡県建築基準法施行細則の一部改正（案）」及び「福岡県総合設計許可要綱の改正（案）」について、次のとおり意見を募集します。

平成20年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 意見募集期間
平成20年12月16日から平成21年1月16日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求

をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成20年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,966

福岡県選挙管理委員会告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成20年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

749,712

福岡県選挙管理委員会告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成20年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成20年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,464
北九州市小倉北区	49,773

北九州市小倉南区	57,721
北九州市若松区	23,745
北九州市八幡東区	20,726
北九州市八幡西区	69,667
北九州市戸畑区	17,404
福岡市東区	73,111
福岡市博多区	53,313
福岡市中央区	46,155
福岡市南区	65,889
福岡市城南区	32,841
福岡市早良区	55,637
福岡市西区	48,936
大牟田市・三池郡	39,816
久留米市	63,121
直方市	16,257
飯塚市	21,579
田川市	14,124
柳川市	10,809
甘木市	11,264
八女市	10,309
筑後市	12,842
大川市	10,720
行橋市	19,412
中間市	13,015
小郡市・三井郡	24,370
筑紫野市	26,390
春日市・筑紫郡	40,719
大野城市	24,635

宗像市	25,459
太宰府市	18,467
前原市・糸島郡	26,809
古賀市	15,296
糟屋郡	55,486
宗像郡	15,546
遠賀郡	26,794
鞍手郡	16,320
嘉穂郡・山田市	31,357
朝倉郡	13,503
浮羽郡	14,552
三潞郡	11,843
八女郡	14,667
山門郡	17,071
田川郡	24,852
京都郡	15,541
築上郡・豊前市	17,777

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

平成20年12月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1月1日から2月28日まで

3 指示の有効期間

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1916回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1916回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年1月14日から
平成21年1月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年1月22日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年1月27日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	3,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	60本

4 等	30,000円	300本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第37号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1917回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1917回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年1月21日から
平成21年2月3日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年2月5日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年2月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	60,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	20,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	44本
2 等	10,000,000円	2本
3 等	500,000円	45本
4 等	10,000円	9,000本
5 等	1,000円	45,000本
6 等	200円	450,000本
50 周 年 記 念 賞	50,000円	450本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第38号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1918回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 名 称 | 第1918回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称 | 株式会社みずほ銀行 |
| 及 び 所 在 地 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年1月28日から
平成21年2月3日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年2月5日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年2月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	250本
4 等	5,000円	5,000本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第39号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1919回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称 第1919回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年2月11日から
平成21年2月17日まで
- 6 抽せん日 平成21年2月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年2月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	1,000,000円	2本
3等	50,000円	300本
4等	10,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第40号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1920回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島 of 各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1920回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年2月18日から
平成21年3月3日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年2月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	16本
2等	50,000円	40本
3等	10,000円	400本
4等	5,000円	4,000本
5等	2,000円	40,000本
6等	500円	155,040本
7等	200円	800,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第41号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1921回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1921回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年2月25日から
平成21年3月3日まで
- 6 抽せん日 平成21年3月5日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年3月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	1本
1等の前後賞	2,500,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	25本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本

7 等	100円	250,000本
-----	------	----------

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第42号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1922回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1922回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年3月4日から
平成21年3月17日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年3月4日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	8本
2 等	50,000円	136本

3	等	10,000円	1,336本
4	等	2,000円	13,336本
5	等	1,000円	121,680本
6	等	200円	800,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第43号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1923回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1923回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年3月11日から
平成21年3月17日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年3月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年3月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	5,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	2,500本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第44号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1924回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1924回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成21年3月18日から
 平成21年3月31日まで
 6 当せん金支払開始日 平成21年3月18日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	24本
2 等	100,000円	360本
3 等	200円	300,000本
ロトラッチ賞	1,000円	145,332本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1925回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 250,000,000円
 1組10万通 25組
 3 証 票 金 額 1枚 100円

- 4 発 売 期 間 平成21年4月1日から
 平成21年4月7日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,700,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,738,945円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,200,000円
 8 受託申請期限 平成21年1月16日
 9 そ の 他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1926回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 900,000,000円
 450万通
 3 証 票 金 額 1枚 200円
 4 発 売 期 間 平成21年4月1日から
 平成21年4月14日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 397,530,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 80,336,340円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 67,230,000円
 8 受託申請期限 平成21年1月16日

9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1927回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成21年4月8日から
平成21年4月21日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 126,450,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,688,645円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 23,040,000円
- 8 受託申請期限 平成21年1月16日
- 9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1928回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,100,000,000円
550万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成21年4月15日から
平成21年4月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 487,410,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 96,734,715円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 82,170,000円
- 8 受託申請期限 平成21年1月16日
- 9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1929回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 50組

3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成21年4月22日から 平成21年5月6日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 208,900,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 49,167,090円
7 その他発売経費	発売総額に対し 38,400,000円
8 受託申請期限	平成21年1月16日
9 そ の 他	なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1930回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成21年5月7日から 平成21年5月17日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 128,450,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,688,645円
7 その他発売経費	発売総額に対し 23,040,000円

8 受託申請期限	平成21年1月16日
9 そ の 他	なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1931回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成21年5月13日から 平成21年5月26日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 309,120,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 62,549,235円
7 その他発売経費	発売総額に対し 52,290,000円
8 受託申請期限	平成21年1月16日
9 そ の 他	なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--|
| 1 名 称 | 第1932回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年 5月27日から
平成21年 6月 9日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 351,520,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 73,292,520円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 59,760,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年 1月16日 |
| 9 そ の 他 | なお、平成21年 4月 1日から岡山市が西日本宝くじ事務
協議会に加入し、共同して発売することとしている。 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申
請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|--------------|
| 1 名 称 | 第1933回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円 |

1組10万通 30組

- | | |
|------------------------|--|
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年 6月 6日から
平成21年 6月16日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 127,450,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,565,795円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,040,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年 1月16日 |
| 9 そ の 他 | なお、平成21年 4月 1日から岡山市が西日本宝くじ事務
協議会に加入し、共同して発売することとしている。 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申
請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第1934回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成21年 6月17日から
平成21年 6月23日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 106,200,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,817,695円 |

- 7 その他発売経費 発売総額に対し 19,200,000円
 8 受託申請期限 平成21年1月16日
 9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1935回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 400,000,000円
 200万通
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成21年6月24日から
 平成21年6月30日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,048,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,366,204円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 29,880,000円
 8 受託申請期限 平成21年1月16日
 9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成20年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1936回西日本宝くじ
 2 発売総額及び通数 1,000,000,000円
 1組10万通 50組
 3 証 票 金 額 1 枚 200円
 4 発 売 期 間 平成21年6月24日から
 平成21年7月7日まで
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 439,900,000円
 6 売りさばき及び
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 87,790,395円
 7 その他発売経費 発売総額に対し 54,400,000円
 8 受託申請期限 平成21年1月16日
 9 その他 なお、平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています